

## 東神楽町ふれあい交流館太陽光発電設備等導入事業 仕様書（案）

本仕様書は、東神楽町（以下、本町という。）が行う「東神楽町ふれあい交流館太陽光発電設備等導入事業（以下、本事業という。）」の事業者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

### 1. 事業名

東神楽町ふれあい交流館太陽光発電設備等導入事業

### 2. 事業の目的

2050年までの脱炭素社会の実現という国をあげた目標に対して、本町でも令和4年3月25日に2050年までに代表的な温室効果ガスとなる二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行った。

本事業は本町がゼロカーボンシティを実現するため、東神楽町ふれあい交流館への太陽光発電設備等を導入することを目的とする。

### 3. 業務の内容

本事業にて要求する仕様を以下に示す。

東神楽町ふれあい交流館の状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係る太陽光発電設備の設置について本町と合意した内容で実施すること。

保守・運用については、建設業法をはじめ法的資格等を保有していること。

#### (1) 業務詳細

- ① 事業者は、契約後速やかに対象施設の現地調査を行った上で設計（施工検討）を行うこと。
- ② 使用機器提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書を作成し、本町の承諾を受けること。
- ③ 承諾を受けた施設より、施設内での作業の具体的な日程調整（原則、土・日・祝日を除く）を事業者により行うこと。調整先については本町より提示すること。
- ④ 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。
- ⑤ 現場施工について、作業計画書に従って施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに本町担当者へ書面報告をすること。
- ⑥ 作業後の正常性確認については、事前に本町と協議をした上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- ⑦ 作業完了後に完成図書及び完成図を作成し、本町へ提出すること。提出後に本町

の確認を受けること。

- ⑧ 対象施設の本町確認が完了した段階で当該業務の完了とする。業務完了後に本町の検査を受けること。

#### 4. 太陽光発電設備の仕様

##### (1) 一般事項

- ① 本事業で導入される太陽光発電設備は、環境負荷低減を目的とし啓発も兼ねているため、発電量がリアルタイムで表示させるモニターを設置するとともに、データが蓄積される仕様とすること。
- ② 屋上設置するパネルや架台等の取付方法は、メーカー基準に基づく提案とする。ただし建築基準法による積載荷重や風圧力等の規定は定められた基準に適合することとし、その他の外力を受ける恐れのある場合は、安全上必要な処理を講じること。
- ③ 機器または架台を固定する際、屋上防水層に漏水が生じないように、事業者負担で防水を補強するなどの施工を行うこと。
- ④ 本対象施設は外断熱となり、ウレタンフォームを張り付け塗装仕上げを行っている。足場設置や支持を施工する際は、十分注意すること。また、施工や不注意で傷つけた場合は、現状復旧を行うこと。
- ⑤ 設置される機器・部材等は未使用品であること。
- ⑥ 太陽光発電設備の出力は、受変電設備へ繋ぎ込み、系統連携を行うこと。また、系統連携により必要となる機器の設置は本業務に含む。
- ⑦ 本事業は、起債（脱炭素化推進事業債）を使用するため FIT との併用が出来ず、自家消費型を想定している。ただし、FIT 以外の方法による余剰売電で費用対効果（余剰売電利益と発生する追加経費の比較）が出る場合は、売電先も含めた余剰売電による提案も可能とする。なお、余剰売電により必要となる機器の設置は、本事業に含む。
- ⑧ 企画提案書に示した機器を使用することとし、本町担当者へ事前に使用機器提案書を提出の上、承諾を得ること。
- ⑨ 本業務の施工保証は2年、システム保証は10年以上、太陽光出力保証は20年以上とする。なお、各保証期間内の不具合については、交換費用も事業者負担とする。また、保証期間の始期は別途協議による。
- ⑩ 保証期間内に不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。また、保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。

##### (2) 機器の性能・構造

- ① 太陽光モジュールの素材は、シリコン系であること。

- ② 出力は、20 kW以上であること。
- ③ 停電時には、専用コンセントへ電力が出力されること。

## 5 設計施工に関する仕様

### (1) 調査・設計・施工管理

- ① 現地調査を行うにあたり、本町担当者及び施設担当者に事前連絡をすること
- ② 周辺環境を把握するとともに、配慮された設計とすること。
- ③ 現地調査後、使用機器提案書、施工検討の報告（施工検討報告書）、作業計画書及び試験計画書を作成し、本町の承諾を受けること。また、更新に際して見込まれる発電量の資料も併せて提出すること。
- ④ 作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする。作業従事者の作業員名簿や資格の写しについては、作業計画書に添付すること。
- ⑤ 安全管理については、本町担当者及び施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担にて行うこと。
- ⑥ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は事業者とする。また、事前に設置期間や設置方法等について、本町担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑦ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他関連業務、電気主任技術者の立ち合いなど、事業者の責において実施すること。また、費用負担についても事業者とする。
- ⑧ 資材の搬入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に本町担当者及び施設担当者と調整の上、作業計画書に反映させること。
- ⑨ 施工により発生した部材の処分方法について、作業計画書にて提出すること。
- ⑩ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に本町担当者及び施設担当者と調整すること。
- ⑪ 設置完了後の試験方法については、試験計画書にて提出すること。

### (2) 現場施工

- ① 設置については使用する機器メーカーの据付要領を準拠すること。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、本町担当者と協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- ② 設置に際して、壁など穴をあける必要がある場合は、建物の構造が損なわれない位置や大きさとすること。また、雨水等の侵入の恐れがある箇所は防水処理を施し、状況によっては、化粧カバー等を用いるなど美観上にも配慮すること。
- ③ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。

- ④ 作業完了後は、作業場所の清掃・整理を行うこと。
- ⑤ 作業に伴う電気の仕様については、原則として、施設内のコンセントを利用できるが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。
- ⑥ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑦ 事業者は、施工に当たり必要となる関係法令に基づく届け出等の事務事務、施工管理及びその他関連業務は、事業者の責において実施すること。
- ⑨ 事業者は、発生した廃棄物を適切に運搬・処分すること。

## 6 完成図書及び完成図

設置完了後に以下の書類等を施設毎に作成し、本町に提出するものとする。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とするが、一部※印については書面による提出も併せて行うこと。

### (1) 完成図書（データ：3部、書類1部）

#### ※社内検査報告書

- ・絶縁測定結果及び試験成績表
- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物運搬業許可証及び産業廃棄物処分許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・鉄筋調査及びアスベスト含有に関する報告書
- ※施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする）
- ・打ち合せ記録
- ・作業月報及び作業工程表（月間）
- ※関係法令に基づく届出書の写し
- ※機器取扱説明書
- ※保証書
- ※施工体制表及び連絡体制表
- ・施工図（JW-CAD データ及び PDF データ）
- ・完成図（JW-CAD データ及び PDF データ）

## 7 その他

- ・事業者は本契約を履行する上で知り得た情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、町の承諾なしに他人へ閲覧、複写又は譲渡してはならない。
- ・本業務に必要な資料のうち町が所有するものは事業者へ貸与する。この場合、事業者は貸与を受けた資料について、業務完了とともに、町へ返却することとする。また貸与を

受けた資料を汚損等させた場合は、事業者の責任において復旧すること。

- 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本町担当者と協議すること。
- 事業者の責において第三者に被害を及ぼした場合は、受託者の負担により対処すること。